

第4章 重点区域の位置及び範囲

1. 重点区域設定の考え方

本計画における重点区域は、重要文化財の大館八幡神社や歴史的建造物が残る城下町を中心とする市街地において、本市固有の歴史と伝統を反映した活動が現在も行われている範囲に設定する。また、本計画に基づき、重点的に事業を行うことによって、歴史的風致の維持及び向上が効果的に図られる範囲とする。

本市は、戊辰戦争により大館城や城下町の家屋のほとんどを焼失し、また昭和20～40年代に市の中心部や大館駅前などが4度の大火に見舞われたものの、復興を重ねて現在の市街地が形成されている。ここには江戸時代に配置された寺院や神社が元の位置にあり、また城下町に由来する町名が数多く残っている。

「大館城下の町割りに残る歴史的風致」では、大館城を中心に、町から高台にある城跡につながる坂道や鉤型の道路などが現在の町なみに残り、大館佐竹氏が形成した城下町を偲ぶことができる。この城下町を舞台に大館神明社の例祭が行われ、大館囃子の音色を奏でながら練り歩く山車の壮大な競演が市民を活気づけてきた。そして340年余りの長い歴史と伝統を誇る秋祭りとして、現在まで良好に引き継がれている。

さらに、「天然記念物秋田犬を守り育てる歴史的風致」では、秋田犬保存会が基軸となって、秋田犬を保護し、その繁殖の向上に取り組んできた長い歴史がある。大館城本丸跡の桂城公園で、桜まつりの頃に開催される全国規模の秋田犬展覧会は、多くの愛犬家や市民が楽しみにしている。また大館駅前の秋田犬の像は、帰省客や来訪者をお迎えし、秋田犬の情報発信に寄与している。

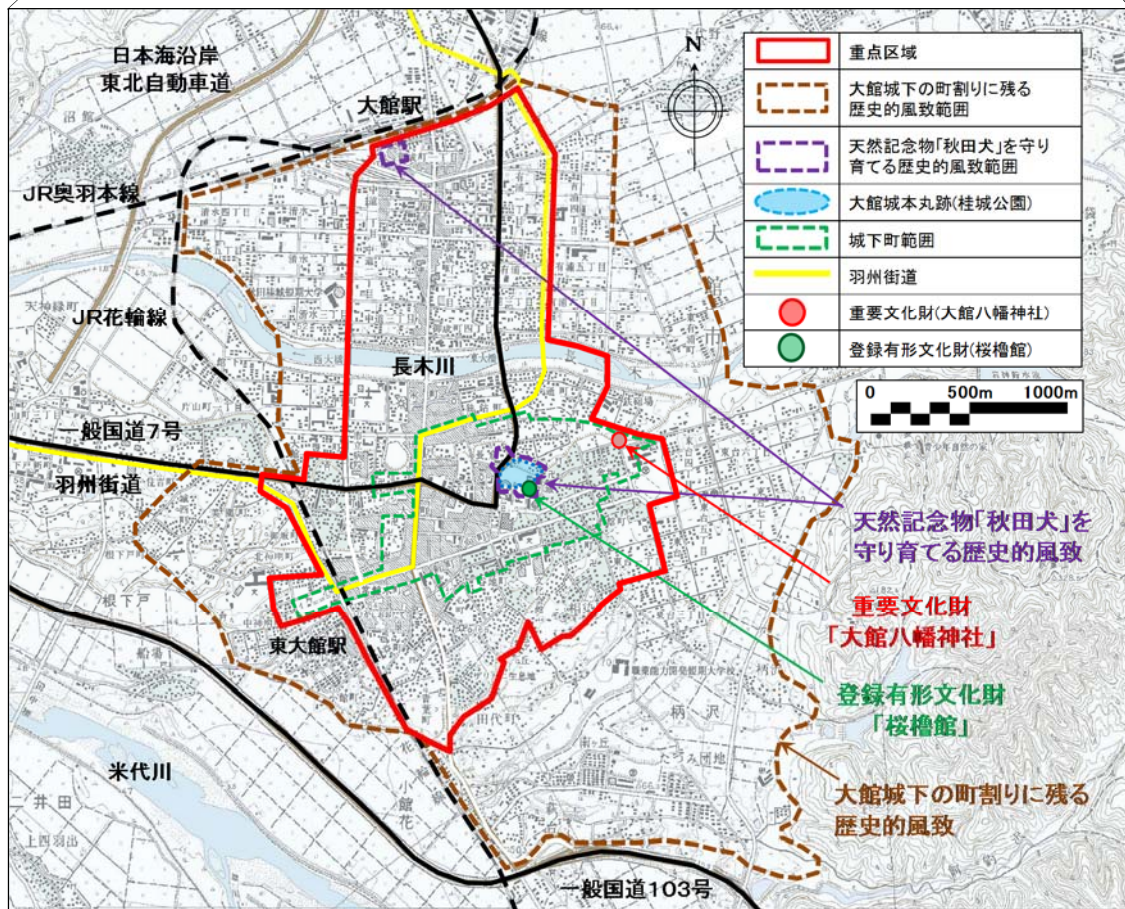
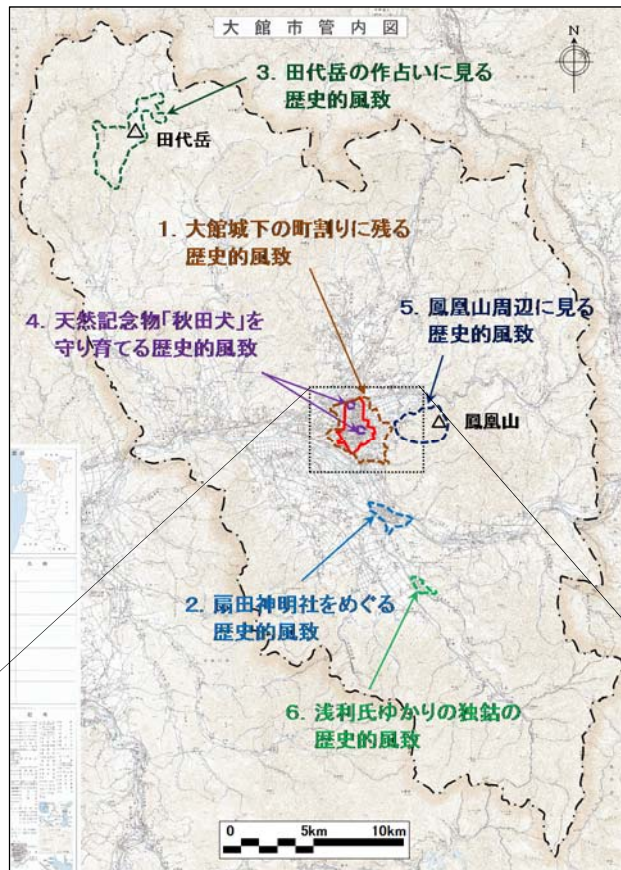
この二つの歴史的風致は、市民にとって郷土愛と誇りの象徴であり、本市固有の歴史と伝統を反映した人々の活動として今も行われ、良好な市街地を形成している。

こうした大館城下の歴史的建造物や町割りが残る景観と、祭礼や郷土芸能などの伝統文化、豊富な秋田杉で作られてきた曲物などの伝統技術は、後世に継承する必要がある。

しかし、近年は歴史的建造物の老朽化が進み、担い手不足により伝統文化や技術の継承が危ぶまれるようになり、歴史的風致が失われる心配がある。

こうしたことを踏まえ、「大館城下の町割りに残る歴史的風致」と「天然記念物秋田犬を守り育てる歴史的風致」の歴史的風致の重なりをもとに、城下町の範囲を基本とする市街地を重点区域に設定し、歴史的風致の維持向上を図るための各種施策を展開していく。

また、計画期間中の取り組みを行う中で、必要に応じて重点区域の見直しを行う。



上図：歴史的風致の分布図 下図：重点区域図（地図：出典国土地理院）

2. 重点区域の位置及び範囲

区域の名称 大館市歴史的風致維持向上地区

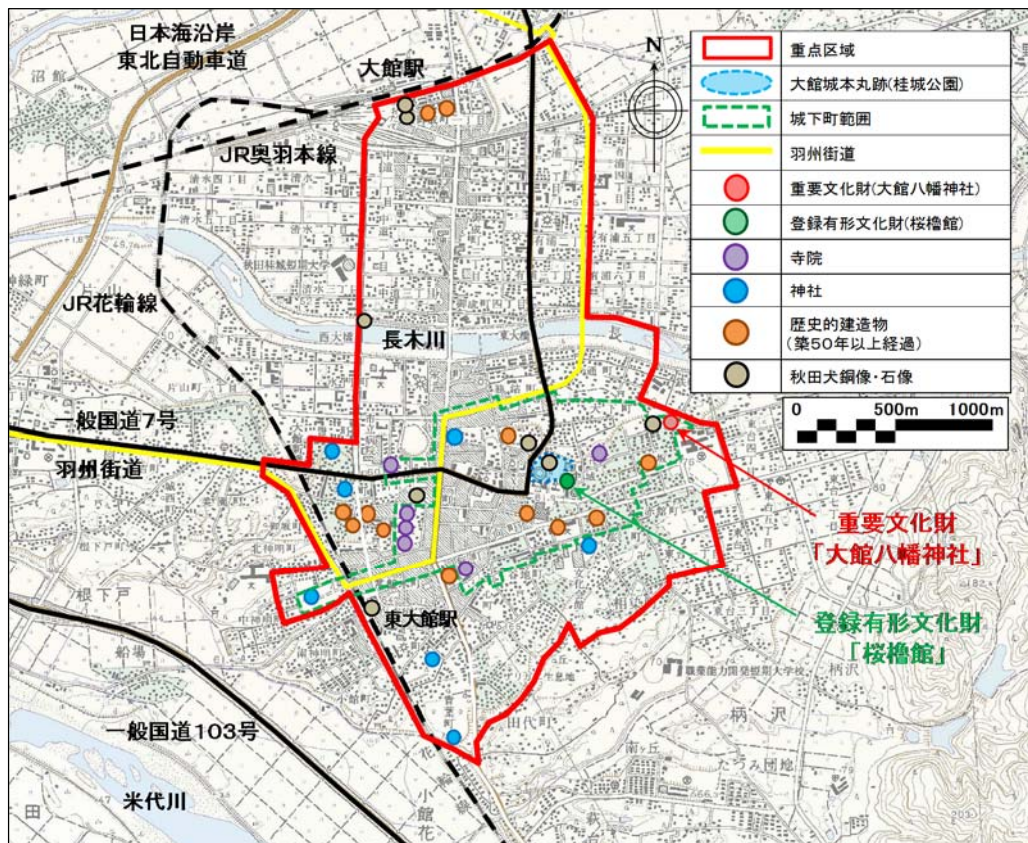
区域の面積 397ヘクタール

(1) 重点区域の位置

大館市歴史的風致維持向上地区は、重要文化財の大館八幡神社や歴史的建造物が残る城下町を中心とする長木川以南の市街地と、主要産業の鉱業と林業を支え、本市経済の発展の基盤となった大館駅周辺を含む長木川以北の市街地を合わせた範囲とする。

区域界は、用途地域による建築物の用途制限が及ぶ住居専用地域と住居地域の境界にほぼ沿って設定する。

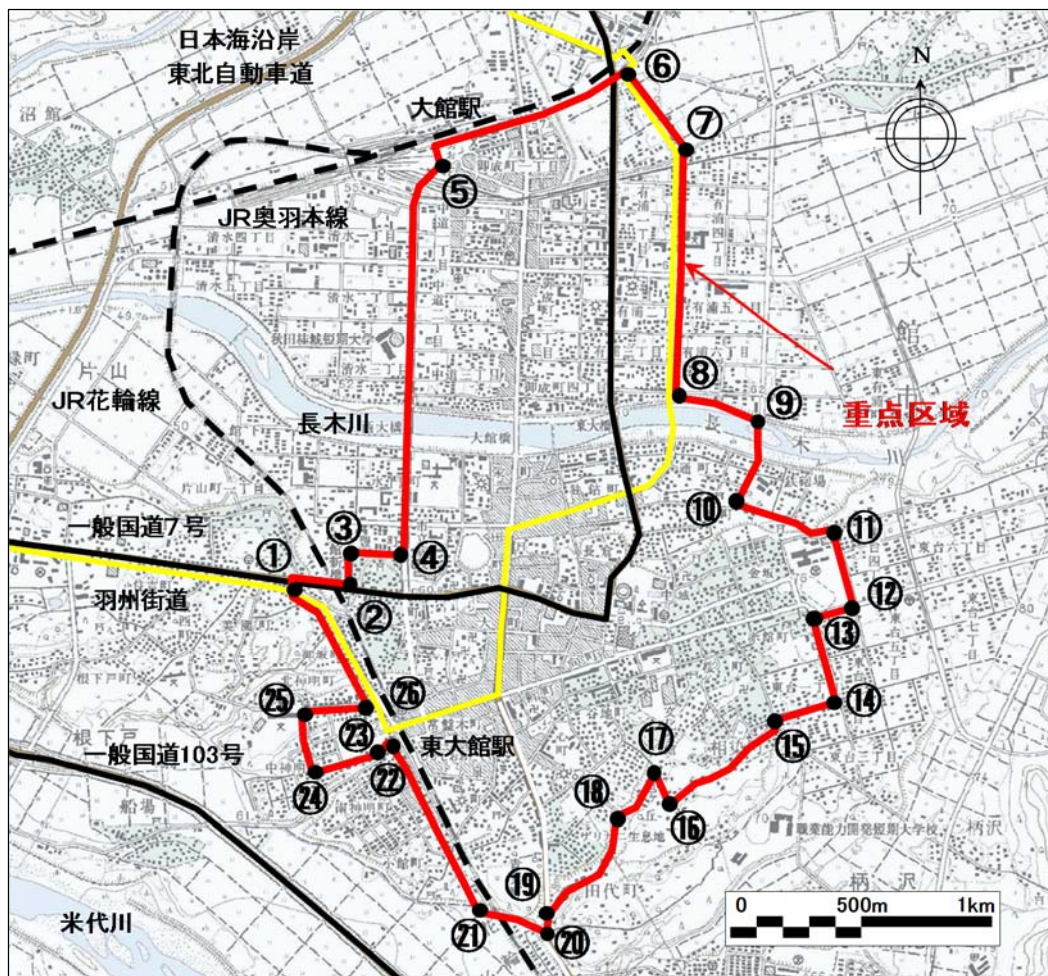
重点区域は、市の西方から城下町に向かって、大館新橋の西側を起点に一般国道7号を東へ進み、高山豊年稲荷神社を囲んで、市道大館駅東大館線を大館駅まで北上し、J R奥羽本線を東に進むと羽州街道に至る。羽州街道に沿って、市道代野道北東線及び有浦区画1号線を南下し、長木川右岸沿いに市道長木川北線を東に進む。再び、市道下代野下町線を南下し、市道古川町鉄砲場線を東に進むと、重要文化財の大館八幡神社に至る。城下町の町名の名残が残る金坂後に沿って、市道東台4丁目2号線を南へ、市道新町長根山線を西へ、また赤館町に沿って市道東台1号線を南下する。J R花輪線まで市道長根山4号線、相染町旭ヶ丘線、池内道下線、曙町線及び小館花舟場線を西へ進む。J R花輪線沿いに東大館駅まで北上し、大館神明社周辺を囲んで羽州街道を一般国道7号に向け北上した範囲とする。



重点区域内の文化財及び歴史的建造物などの分布図 (地図：出典国土地理院)

(2) 重点区域の範囲

重点区域の範囲の境界は下記のとおりである。



重点区域の境界図 (地図：出典国土地理院)

表 区域の境界

地点間	説明	地点間	説明
①～②	一般国道7号	⑭～⑮	市道長根山4号線
②～③	市道水門町3号線	⑮～⑯	市道相染町旭ヶ丘線
③～④	市道豊町4号線	⑯～⑰	市道桂城相染沢中岱線
④～⑤	市道大館駅東大館線	⑰～⑱	市道池内道下線
⑤～⑥	JR奥羽本線	⑱～⑲	市道曙町線
⑥～⑦	市道代野道北東線	⑲～⑳	市道大町山館線
⑦～⑧	市道有浦区画1号線	⑳～㉑	市道小館花舟場線
⑧～⑨	市道長木川北線	㉑～㉒	JR花輪線
⑨～⑩	市道下代野下町線	㉒～㉓	市道大館舟場線
⑩～⑪	市道古川町鉄砲場線	㉓～㉔	市道中神明町1号線
⑪～⑫	市道東台4丁目2号線	㉔～㉕	市道中神明町3号線
⑫～⑬	市道新町長根山線	㉕～㉖	市道一中城西線
⑬～⑭	市道東台1号線	㉖～①	市道御坂線

3. 重点区域における歴史的風致の維持向上による効果

重点区域内に残る歴史と伝統を反映した人々の活動と歴史的建造物を守り、その周辺の良好な環境と景観を一体的に形成することは、歴史的風致の維持向上につながる。この取り組みが、歴史や文化を活かした活力あるまちづくりにつながり、歴史的風致の価値が高まるとともに、地域活性化や交流人口の拡大が図られる。

また、歴史的風致の維持向上により、市民の認識が向上し、郷土に誇りと愛着が育まれるとともに、伝統行事などへの積極的な参加が促進される。これを継続することで、次世代に大切な歴史的風致を引き継ぐことが可能となる。



大館神明社に参拝する各講の山車



御神輿の巡行順路に残る料亭



大館駅前での大館囃子の共演



大館城本丸跡で開催の秋田犬本部展覧会

4. 良好な景観の形成に関する施策との連携

(1) 都市計画法との連携

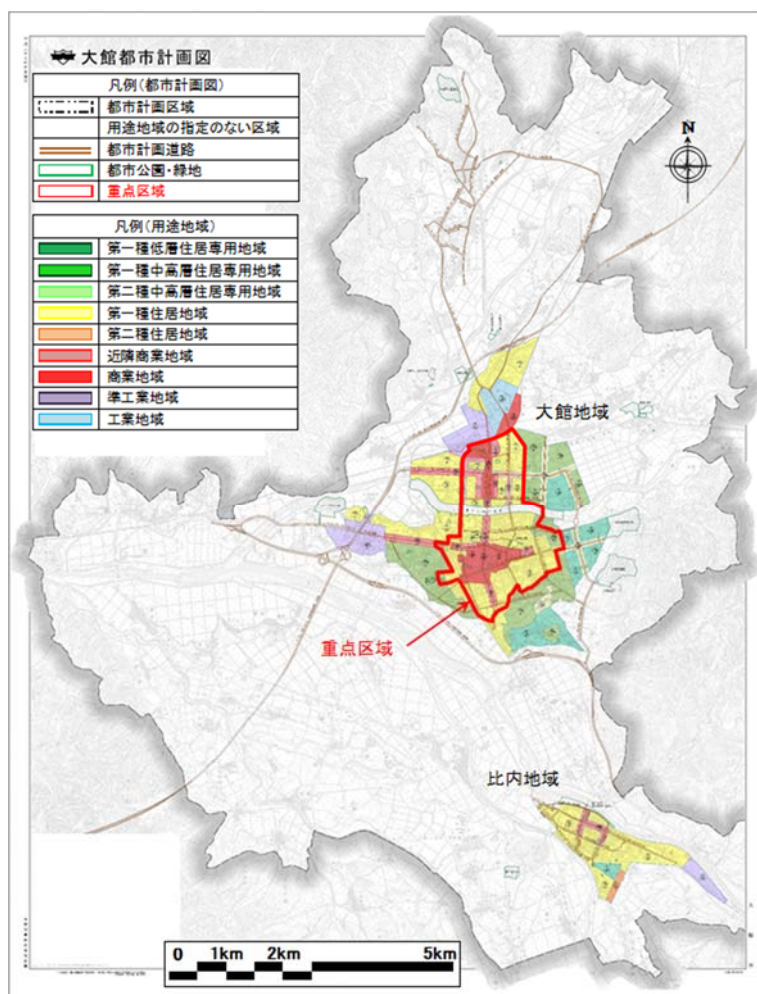
① 都市計画区域及び用途地域

本市は、全面積 91,322 ㊦のうち、大館地域及び比内地域の平野部を中心とした 12,628 ㊦が都市計画区域に指定されている。この中で用途地域は、大館地域が J R 大館駅及び J R 東大館駅、一般国道 7 号を中心に 1,089 ㊦、比内地域が J R 扇田駅を西端とする米代川左岸沿いに 175 ㊦を指定している。

重点区域の全域は、大館地域の用途地域に含まれており、市中心部は商業系用途に、周辺部は住居系用途になっている。

近年、郊外では宅地開発が進み、住宅地が拡大しているが、一方、市中心部では空き家の増加や商店の閉鎖により空洞化が進んでいるため、商業・居住機能の総合的な回復が必要となっている。

今後は歴史を活かしたまちづくりに取り組むことから、都市計画との適切な連携を図り、良好な市街地と町なみ景観が形成されていくよう誘導を図っていく。

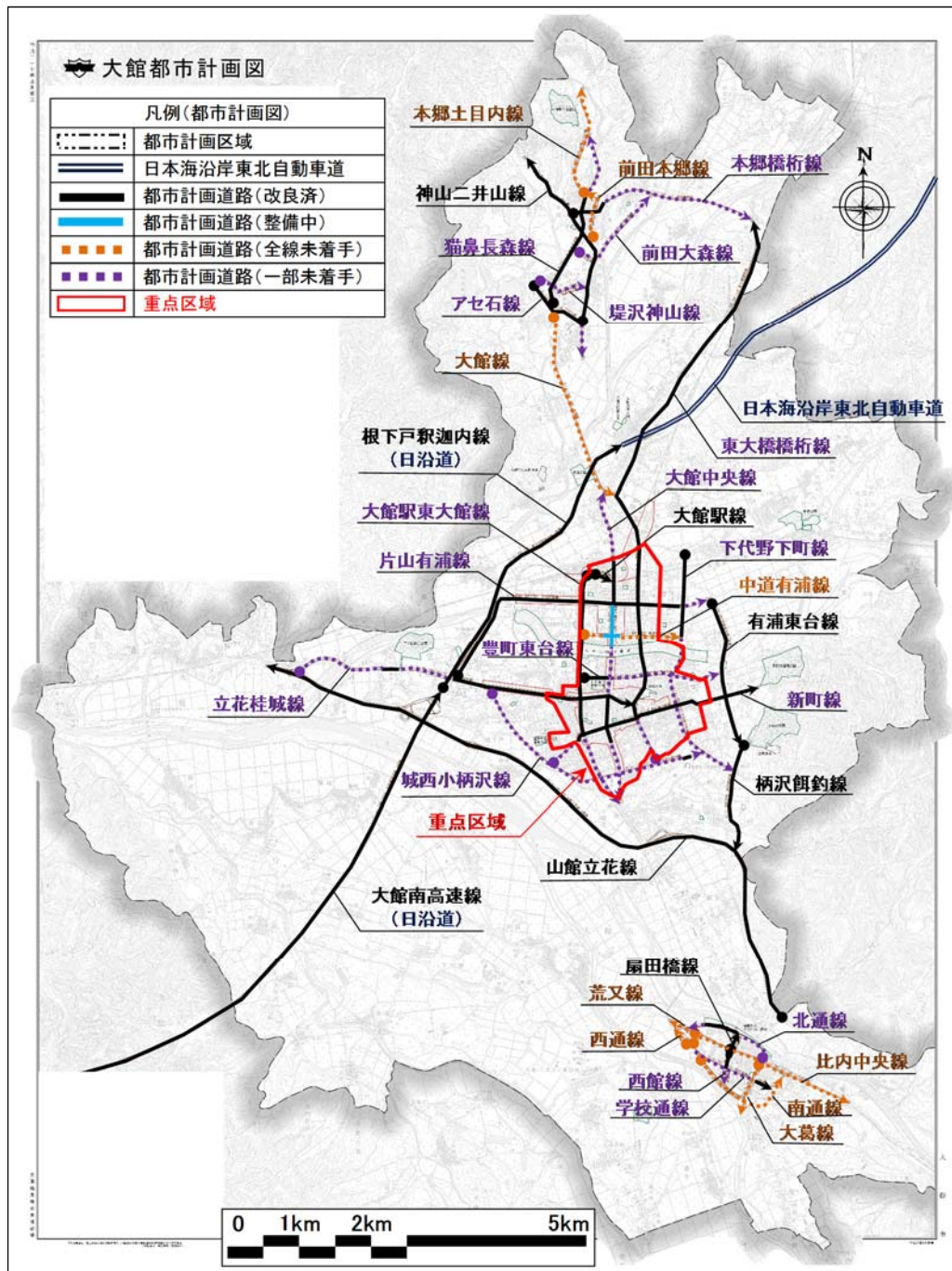


大館都市計画図
(国土地理院 承認番号 平 25 情複 第 1005 号)

②都市計画道路の整備方針

本市では、東北縦貫自動車道に連結する日本海沿岸東北自動車道の整備が進み、本市へのアクセスが向上した。その結果、物資の流通や人の交流の活性化を促す交流ネットワークが形成されたうえ、市中心部を通過する一般国道7号の渋滞が緩和された。

一方、都市計画決定している都市計画道路34路線のうち、全線未着手が9路線、一部未着手が18路線となっている。そのため現在の社会情勢に照らし合わせ、都市計画決定後に長期間にわたり事業未着手の都市計画道路を対象に、今後の必要性や事業実現性を評価し、また歴史的な町なみの維持に努め、計画の継続・変更・廃止などの見直しの方向性を定める。



都市計画道路の整備状況(平成27年度末)
(国土地理院 承認番号 平25情複 第1005号)

③大館市都市計画マスタープランとの連携

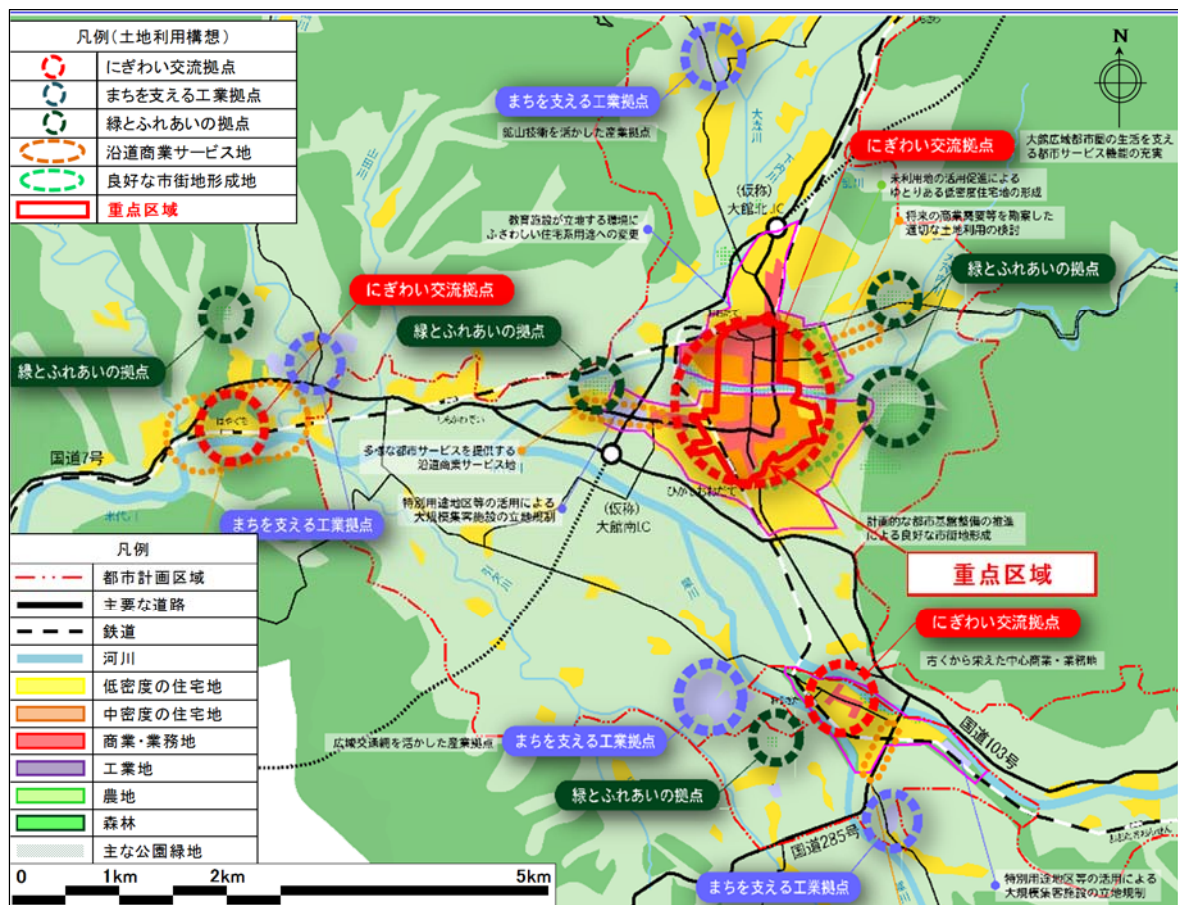
本市の都市構造は、かつての羽州街道とほぼ同じ場所を国道や鉄道が通過しており、この羽州街道と舟運で栄えた米代川、鹿角街道により「人」型のネットワークが形成された。

このネットワークの中心に城下町があり、現在も行政施設や公共施設が立地し、利便性の高い市街地を形成していることから、マスタープランにおける将来像では、市中心部をにぎわい交流拠点に位置付け、次の四つの構想を定めている。

- ・ 緑の骨格としての長木川の保全・活用
- ・ 大館を代表する祭文化の継承
- ・ 活力の源である市街地の活性化
- ・ 歴史的な町なみの保全・創出

本計画の重点区域内で行う事業と連携しながら、構想を実現化するために、本市固有の自然や歴史、文化などの豊かな地域資源を活用し、市民協働で愛着が湧き、誇りを持てるまち育てを推進する。

近年の市中心部の空洞化や、少子高齢化による市街地を取り巻く環境の変化を踏まえ、平成19年(2007)7月に策定したマスタープランにおけるまちづくりの課題や方針について見直しを図る。



大館市都市計画マスタープランにおける将来像

(2) 景観法との連携

本市は、豊かな自然に恵まれた景観を守り、心の和む県土を後世に引き継ぐことを目的として策定された「秋田県の景観を守る条例」（平成5年(1993)秋田県条例第十一号）により、沿線沿道区域において一定規模以上の建築物や工作物などの開発に対し、良好な景観を保全するよう規制している。

本市は、市街地を見守る美しい山々のやすらぎのある景観や、米代川と長木川の恵みによってもたらされている美しい田園の景観、また流域の歴史に育まれた植物群落、渓谷や湿原など、良好な景観が形成されている。

特に重点区域内は、美しい山々や田園風景を眺望できる大館城跡を中心に、歴史的建造物が残り、大館固有の自然とまちとの共生空間を作り出している。

これらの自然と歴史的風致が一体となった良好な景観を維持し、後世に継承するため、今後は、景観行政団体へ移行し、景観法に基づく景観計画の策定と景観条例の制定を目指すとともに、重点区域内における良好な景観形成に取り組んでいく。

表 秋田県の景観を守る条例に基づく届出の必要な行為

行為の種類	規 模	
	沿道・沿線地域	左以外の地域
建築物の新築、増築、改築、移転、 外観(色彩)の変更	高さ13m又は延べ面積1,000㎡を超えるもの(増築又は改築後においてこの規模を超えるものを含む。)	
工作物の新築、増築、改築、移転、外観(色彩)の変更		
さく、塀、擁壁等	高さ3mを越えるもの	
煙突、記念碑等(屋外広告物を除く)、遊戯施設、プラント類、 汚水処理施設等	高さ13mを越えるもの	
電波塔等(屋外広告物を除く)、 柱類(屋外広告物を除く)	高さ30mを越えるもの	
屋外における物品の集積又は貯蔵		
用途を廃止された物品		
新設	高さ1.5m又は水平投影面積500㎡を超えるもの	
既存(500㎡以下)に追加	追加後の規模: 同上	
既存(500㎡を越える)に追加	追加する部分の規模: 高さ0.5m又は水平投影面積50㎡を越えるもの	
一般資材等の物品		
新設	高さ3m又は水平投影面積1,000㎡を超えるもの	
既存(1,000㎡以下)に追加	追加後の規模: 同上	
既存(1,000㎡を越える)に追加	追加する部分の規模: 高さ1m又は水平投影面積100㎡を越えるもの	
土石等の採取、鉱物の採掘、土地の 区画形質の変更	面積3,000㎡又は法・擁壁の高さ 3mを越えるもの	法・擁壁の高さ10mスキー場のゲレンデの面積10haを超えるもの

注) 沿道・沿線地域とは、高速自動車道、一般国道若しくは県道又は旅客鉄道線の境界線から200m以内の地域をいう。

(3) 屋外広告物法との連携

本市における屋外広告物は、「秋田県屋外広告物条例」(昭和49年(1974)秋田県条例第二十号)により規制されている。この条例では、適用除外として定められている場合を除き、基本的には屋外広告物などの掲出を禁止している地域(禁止区域)と、許可を受けたものに限り掲出が認められる地域(許可区域)が定められている。

屋外広告物は、景観に対する影響が大きく、また景観形成上重要な要素であり、周辺環境との調和が求められる。

重点区域内は、禁止区域と許可区域が混在し規制内容が異なっていることから、良好な景観が阻害されることが懸念される。

そこで、重点区域内の歴史的風致の維持向上するため、今後は、市独自の屋外広告物の設置規制や適正な維持管理を行う条例の制定を目指す。

表 秋田県屋外広告物条例に基づく屋外広告物の設置の禁止地域

①	住宅地、景観のすぐれた地域、緑地(都市計画法、景観法、都市緑地法)	
	都市計画法	・第1種及び第2種低層住居専用地域、景観地区、風致地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区、伝統的建造物群保存地区
	景観法	・準景観地区であって景観法に基づく市町村の条例の規定により行為の制限を受ける地域のうち、知事が指定する区域 ・景観法に基づく市町村の条例の規定により建築物等の形態意匠の制限を受ける地域のうち、知事が指定する区域
	都市緑地法	・緑地協定の目的となる土地の区域
②	文化財、史跡のある地域(文化財保護法、秋田県文化財保護条例)	
	文化財保護法	・有形文化財(重要文化財、登録有形文化財)、民俗文化財に指定された建造物の周囲で知事が指定する地域 ・記念物(史跡、名勝、天然記念物等)に指定された地域 ・都市計画区域外において市町村が指定する伝統的建造物群保存地区
	秋田県文化財保護条例	・秋田県指定有形文化財、秋田県指定史跡、秋田県指定名勝及び秋田県指定天然記念物並びにこれらの周囲で知事が指定する地域
③	保安林の区域(森林法)	
④	保存樹林の地域(樹木保存法)	
⑤	原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域(自然環境保全法)	
	自然環境保全地域及び緑地環境保全地域(秋田県自然環境保全条例)	
⑥	都市公園の区域(都市公園法)	
⑦	港湾、空港、駅前広場及びこれらの付近の地域で、知事が指定する区域	
⑧	河川、湖沼、溪谷、海浜、高原、山岳及びこれらの付近の地域で、知事が指定する区域	
⑨	官公署、学校、図書館、病院、公衆便所などの公共施設及びその敷地	
⑩	古墳、墓地、火葬場及び葬祭場	
⑪	社寺、仏堂及び教会の境域	
⑫	道路及び鉄道等のうち、知事が指定する区間	